

第三十一回国会
衆議院 建設委員

設計委員會
議 録 第二十三号

昭和三十四年三月三十一日(火曜日)
午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事 木村 守江君 理事 瀬戸山 三男君

理事 二階堂 進君 理事 南 好雄君

理事 上林興市郎君 理事 三鍋 義三君

理事 逢澤 寛君 理事 井原 岸高君

砂原 格君 理事 橋本 正之君

服部 安司君 村瀬 宣親君

小川 豊明君 塚本 三郎君

武藤 武雄君 山中 吾郎君

出席國務大臣

建設 大臣 遠藤 三郎君

出席政府委員

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長) 建設技官 榊田 治君

(住宅局長) 委員外の出席者

専門 員 山口 乾治君

三月二十七日

委員荒船清十郎君、橋本正之君、松

澤雄藏君及び兄玉末男君辭任につ

き、その補欠として渡邊良夫君、椎

名悦三郎君、増田甲子七君及び松浦

定義君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員椎名悦三郎君、増田甲子七君及

び渡邊良夫君辭任につき、その補欠

として橋本正之君、松澤雄藏君及び

荒船清十郎君が議長の指名で委員に

選任された。

同月三十一日

委員松浦定義君及び山中吾郎君辭任
につき、その補欠として辻原弘市君
及び本島百合子君が議長の指名で委
員に選任された。

三月二十七日

公共工事の前払金保証事業に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣
提出第一四五号)(参議院送付)

同月二十六日

大渡橋架替えに関する請願(宇田國
榮君紹介)(第二八五八号)

町村道の老朽橋架替工事費国库補助
及び起債に関する請願(池田清志君
紹介)(第二八九七号)

海老野、栗野町間道路新設に関する
請願(池田清志君紹介)(第二八九八
号)

境橋本橋の架設に関する請願(丹羽
喬四郎君紹介)(第二八九九号)

二級国道山形鶴岡線の寒河江市内六
供町、洲崎間改修に関する請願(西
村力弥君紹介)(第三〇二六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公共工事の前払金保証事業に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣
提出第一四五号)(参議院送付)

住宅に関する件

○堀川委員長 これより會議を開きま
す。

公共工事の前払金保証事業に関する

法律の一部を改正する法律案を議題と
して審査を進めます。質疑の通告があ
りますからこれを許します。村瀬委
員。

○村瀬委員 公共工事の前払金保証事
業に関する法律は、昭和二十七年の四
月の上旬から六月にかけて、当委員会
で審議をしたものでございまして、そ
の間、私は、四月二十三日から六月三
日に至るまで、時の野田建設大臣に、
数度にわたり長い質問をいたしました関係
もありますので、せつかくでございま
したこの法律の運用を万全ならしめるた
めの意味からいたしまして、二、三の
質問をいたしたいと存するのでござい
ます。

この法律によってできました会社
は、公団でもなく営団でもまたない
のでありまして、さればといって公庫
でもない、金庫でもない、一つの普通
の株式会社でやって参っております
が、対象とするところが、政府のいわ
ゆる前払い金でございまして、この
の会社自体の努力と普通の株式会社と
しての活躍の面というものは、ほと
んどないのでございまして、こういう
一つの独占的な面によっての会社の
運営というのにつきましましては、ど
ういう形態の会社というか、営団とい
うか、いかなる形によるべきかという
ことは、ずいぶん論議を尽したのでござ
います。この会社は、配当制限等も一
切いたしておりません。またそうかと
思うと、営業種目については、ずいぶ
んの制限もある。さらに役員に対しま

しては、収賄罪等による公務員並みの
制限もいたしておるという、ちよっと
他に例のない会社なのでございます
が、こういう会社設立に当りまして、
いろいろ存置の理由が述べられました
中に、一つ大きな柱として当時の政府
委員が御答弁になりましたことは、こ
ういう制度ができることによって、地
方自治体または建設省、その他一般の
公共工事の翌年度繰越額がぐっと減っ
てくるであろう、非常に工事の運営が
早く進んで、これによって国家の受け
る利益は大きいものがあるであろう、
こういう御答弁があったのでありまし
て、われわれもそれを大いに期待した
わけでございます。これがゆえに、予
算決算及び会計令臨時特例を改正いた
し、地方自治法の施行令の改正をやっ
て、そしてこの法律による会社の運営
をはかつて参ったのでありますが、実
施後三年になりました今日、この翌年
度の繰越額というものがどのように減
少をして参ったでございましょうか。

○鬼丸政府委員 公共工事の前払い金
保証事業が、ただいま村瀬委員のお話
しの通り、二十七年に発足いたしました
の通り、今まで非常に成果を上げてき
ておりますが、お尋ねのこの前払い
金保証事業が行われますことによっ
て、工事の施行が促進されて、繰り越
しの減少にどれだけの効果を上げてお
るかという点でございしますが、前払い
金が保証されるということによって、
どんどん行われますと、工事資金の調
達が非常に円滑になりますので、施行

も促進される。その限りにおきまし
て、工事の繰り越しが減少することは
考えられる点であります。特に年度末
近くに至つて前払い金が払われた場合
におきましては、確かに繰越額は、そ
の範囲で相当減少するという事実がご
ざいます。しかしながら、公共工事
の繰り越し全体の問題といたしまして
は、繰り越しの要因というものが、む
しろ他の原因、用地買収の問題であり
ますとか、あるいは実施設計が非常に
困難でおくれたとか、その他天災、天
候等の原因によりまして工事自体も延
びるといふことがございまして、こ
の面からの繰り越しが、年によって違
いますけれども、近年相当出ておりま
して、前払いの保証事業実施後、全体
の予算繰り越しが年々非常に減つてお
るというふうには申し上げられない実
情でございまして。ただ、たとえば三十
三年度におきましては、あるいは御承
知と思いますが、非常に早期発注を努
力いたしましたので、各事業主体もむし
ろ繰り越しをゼロにするという目標も
とに、鋭意繰り上げ施行に努めました
結果、例年に比べますと非常に減つて
おります。三十三年から三十四年見込
みは、繰越額が全体の事業費の額の
パーセンテージから申しますと、二%
強くらいに減る。これは、近年のうち
では最も繰り越しの少ない結果になるよ
うでございまして。しかしながら、二十
七年以来の繰り越しの成績を見ており
ますと、たとえば三十一年から三十

二年にわたって繰り越されたのが非常に大きい、八%というような結果が出ておりまして、各年によりまして実は浮動の状況に相なっておりますのでございます。

なおさらに結論を申し上げますと、この前払い保証事業によりまして繰り越しがどの程度減っておりますかというところは、数字的にはちよつと明確にいたしかねますので、この点を一つ御了承願いたいと思います。

○村瀬委員 たいだいまお答えの、用地買収その他工事の着手がやむを得ない関係でおくれる、そのための繰り越しというものは、また別の面からこれが解消をはかるべきものでございまして、別の方法を講ぜねばならぬと思うのでございますが、やはりこの前払い金が実施されるということは、当時といたしましては画期的な、一つの飛躍的な英断であつたのでありまして、これがただ業者を金融の面で豊かにしたというだけでなしに、当然何らかの部面で公共工事の進捗を早めるという結果が出なければ、せつかく作つたこの法律の効果は、まだ万全でないと思ひますので、これらの点につきましても、今後この法律ができ、この会社ができたために、これだけ進捗をしたというふうな運営指導を希望いたしますのでございます。

第二点としてお伺ひいたしたいのは、保証料の問題でございます。これにつきましては、昭和二十七年の当委員会では、ずいぶん微に入り細をうがって質疑応答があつたのでございまして、当時の政府側の答弁といたしましては、大体事故率を〇・六八%と見ておる。これをいろいろ運営面の人

件費その他を加えて、かりに〇・六八%を一%に切り上げて計算をして、そして保証料を一銭と計算をして出したのだ、こういう御答弁であつたのであります。この〇・六八%というものは、こういう公共工事の前払金保証事業に関する法律ができておらない以前のは、これはプロバビリティーであつたと思うのであります。これができまして、関係が二つできたわけでありまして、今までは指名競争入札をいたしまして、今に、適当な資力のある、能力のある工事を承るだけであつたわけでありまして、今度、さらに前払いをするときに、もう一度関係をつけて、これが完全に工事をやりとげるかどうかの吟味をした上で、いわゆる審査をしてそして保証をするのでございまして、この〇・六八%というものは、当然〇・何%か減少するはずであると思うのでございまして、これらの点について、もし御調査ができておりますならば、お答えが願ひたいのであります。

○鬼丸政府委員 たいだいまの保証料の率に關連いたしまして、事故率のお尋ねでございますが、先生がおっしゃいましたように、この法律を施行いたしました当初は、〇・六八%ということとを説明いたしておりますが、これは、たいだいまもお話がございましたように、当時公共工事の事業主体を通じて公共工事全体についての事故率の調査をいたした結果が、〇・六八%でございます。従いまして、その後保証制度が実施されましたからは、この制度により保証を受けます業者の事故率ということになりますから、業界全体の事故率に比べると非常に減るわけでございます。お話しのように、保証事

業会社は相当嚴重な審査もいたしておりますので、保証事業会社が保証いたしました事業についての事故率ということになりますと、非常に減つておりまして、最近の五カ年間の平均の実績から申し上げますと、〇・一一%ということになっております。その間で一番事故率の多かったのは、二十九年の〇・一七%、こういうような状況で、最低は、二十八年は事業の実績がまだ微々たるものでございましたから少いのですが、これは、最低で〇・〇四%、平均が〇・一一%というのが、保証事業会社で扱いました事業における事故率であります。

○村瀬委員 そういたしますと、私は当然そうあるべきだと思ひので、ございしますが、保証料算定が、さきに私が申しました通り、〇・六八%の事故率であるけれども、それをかりに一%と見做すならば、絶対大丈夫であらう、そして人件費等も出るであらうということから、一銭という料率が出たと承知をいたしておるのでございますが、これが〇・一一%というふうな六分の一以下に減つてきた。これは減るのが当然でございます。事故のほとんどないものばかりに貸すわけでございますから、こうなりますと、最初〇・六八%をさらに上げて一%として、一銭という保証料を算定したものでござい

ます。ところが、これらの事情から、保証料はさらに引き下げる余地があるのでございしますか、どうでございしますか、その経過を伺ひたい。

○鬼丸政府委員 たいだいま村瀬委員からお話しのように、当初は事故率を、安全性を見まして一%と見て、日歩一銭の現在の保証料率を定めておるわけ

でございますが、現在、日歩一銭と申しますのは、九十日までが日歩一銭、九十日をこえる部分につきましては日歩三厘五毛ということになっております。そこで、これだけ保証料をとれば、先ほど申し上げましたように、事故率が低下している現在、必要以上の保証料をとるといふことになるのではないかと御懸念も一応ごもつともでございますけれども、御案内のように、現在会社のいわゆる保証能力というものを、約三百四、五十億を保証の能力限界と考えております。現在三百五十億程度認められる状況にござい

ます。その基本となるものは、会社の自己資本なり、あるいは一種の異常危険積立金でありますとか、それとも一つ、保証基金というものを別に徴しまして、それらが全部で約十九億になります。ところが、この金が一種の保証資本といふことで、これに一つの倍率をかけたものが、保証能力の限界ということになっております。そこで、私どももいたしましては、もう少しこの運営の実績を見ました上で、保証基金の制度をどうするかということにらみ合せまして、この保証料率の改定を將來考へて参りたい。御承知のように、やはり事故の率が年によつてかなり違ひがございします。もう少し長期にわたつて見ました上で、この保証料率の検討をいたしたい。その場合には、保証基金の制度とあわせて考へて参りたいというふうな存じておる次第でございます。

○村瀬委員 保証基金については、これが一番法案成立當時問題になったこととございまして、なお詳しく伺ひたいことがあるのでございますが、今の

御答弁に關連をいたしました。いま一つ伺つておきたいのは、〇・一一%と申しますと、千分の一・一というわけでございます。千分の一・一というわけに少ないわけでございます。これは、一件ごとに考へました場合の全損なん

でございますか、あるいは一件ごとで調べたときに八割とか、七割とか、三割とかの事故であつたというのでございまして、実例をちよつとあげていただきたいのであります。非常に事故率が少いのでございしますが、その少いというものは、三百件のうち一件か、千の件数があつたうちに一件だけは全部全損をしたという事故でござい

ますか、それとも全損ではないが最後にいろいろしり始末ができなくなつて、少しづつ、たとえば一千万の工事費のうち五十万とか七十万とかの事故を生じたとか、一件全部がそういう事故にかつたとか、実際の事故率の構成要因を簡単に御答へ願ひたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 先ほど申し上げました平均〇・一一%という事故率は、これは保証高に対する会社が事故による弁済をいたしました高の比でござい

ますが、実は先生も御承知かと思ひますが、この前払金の保証につきましても、求償権の行使が当然認められておるわけでございます。最後まで無げつきましたも、求償権を行使することによりまして、会社としての償権の取り立てがある程度はできるわけでございます。従いまして、たいだいまの〇・一一%になっております結果につきましては、求償権を行使して取り立てたものを除いておりますから、当初の段階でもっと保証率が高くなる、こういうことに相なります。

三書に達したといふ場合には、さだに発注者におきましては、ある程度内払いをいたすのが通常でございます。その

とを足した合計額から最高残高の五分の一を引いて、その差額があったらそれだけを払い戻す、高等学校の数学の

たいということで、具体的には三社とも同じ要領で、もう少し合理的にこ

います。しかし保証という点にはなりません。やはり安全性というものが大事でございいますから、こういう竊余の

得ぬ措置かと存するのでございますが、ただその場合に、三年間だけ預かっておくということにするか、三年半にするか、二年にするかということ、将来一つ統計の上で研究を願いたいと思うのでございます。と申しますのは、平均して、一つのカーブを作ったの契約高というものが一定いたしてありますならば、途中の三年だけプールのをしたのもいいのでございますが、この契約高に波があるといいたしますと、ある契約高の非常に多かった年があつても、三年目にはどかんと保証基金が減つてくるということにもなりますので、これら統計の数字を吟味なさつてから、誤まりなき方法を講じていただきたいと思うのでございます。

そこで、基本的な問題はまた他にありますのでございます。たとえば東日本におきましては、積立金その他の二十倍をもって保証の限度といたしてあります。北海道、西日本はこれを十五倍としております。これは、私は当然統一して、一つの倍率にすべきだと思うのでございますが、こういう基本的なことはまた他日機会があれば伺うことにしまして、いよいよ本論の今度の改正案についてお尋ねをいたすのでございます。

元来、この法律案によつてできます会社というものは、それは政府の側から申しますと、一円の予算も支出しないで、そうしてあるいは監督を厳重にして、建設省の傘下の会社のような形で、しかも会社自体は商法に基づく普通の会社であります。何らの配当制限もいたしておらないという会社でございますが、元来最初この法律ができましたときには、政府も何か一つ金を出した

らどうかという意見もあつたわけでありました。しかしこれに對しましては、全然政府の方の予算措置をとつておらないで、ここに進んで参つておるわけなのでございますが、今度の海外進出のために保証をあげようという問題になりましたと、これは輸出に對しては、今日の日本の方針といたしましては、国力を入れて予算を出してもよいというものが輸出振興に對する方針になっております。この今回の改正によりまして、輸出振興と非常に関連が深いのでございますから、私は何らかの形で、できれば政府の金をもつと出して、そうして輸出振興の一翼をになわせるという思想があつてよいのではないかと申すのであります。しかし、もうすでにこの法律が出ておるのではありませんから、そういう意見は差しおきます。現在の案におきましては、相当の保証能力が残つておるようでございます。しかし保証能力といひまして、これは架空の二十倍とか十五倍とかいう数字の上に立つて初めて保証能力が残つておるのでございますが、今こういう改正案を出しになる基本といたしましてどのくらいの保証能力が残つておる、国内のものを十分保証しても、なおこれくらいの保証能力は余るのだという数字をお聞かせ願いたいと思ふのであります。

○鬼丸政府委員 最近の三保証会社の実績に徴して申し上げますと、最近の保証債務の残高といふものが七十九億二千二百三十万円でございまして、これが債務の残高として最近押えられておる数字でございます。これに對しまして、いわゆる保証の可能な能力の限界、これが三百十四億五千六百万

円余になつております。先ほど先生のお話の東日本二十倍、北海道、西日本十五倍といふあれから計算されました数字が三百十四億五千六百万円、従ひまして、保証の余裕能力といたしましては、この三百十四億から七十九億二千二百三十万円引きました二百三十三億三千三百五十万円の保証の余裕能力でございます。しかしながら、もちろんこれは最近における実績に照らした数字でございますので、今後必ずこの程度の余裕能力があるというふうに断定するわけにも参らぬと思ひますが、しかしながら近年の成績をずっと見ておりますと、二百億前後の余裕が大体當時認められております。ところで海外建設の金融の保証のワックといたしましては、大抵初年度は三十億程度を考えた、これは、一応の諸般の事情から検討いたしました結果、三十億程度でまづ足りるのではなからうかと考えておりますので、まあ二百三十億程度余裕がありまして三十億程度は、そう無理な保証ではないと考へられる次第でございます。

○村瀬委員 三百十四億の保証能力のところへ今七十九億保証しておるだけだから、二百三十五億まだ保証能力が余つておるといふお答えでございますが、この三百十四億といふのは、東日本を二十倍にしたり、北海道、西日本を十五倍にしたりした数字でございます。これを何倍が至当かといふ科学的な基礎はなかなか出ないと思ひますが、二百三十五億保証能力が残つておるところへ三十億くらいだから、大したことはないだらうという、こういうお考えも一応出るかと思ふのでございしますが、ただこれは、参議院が先議

の法案でございまして、いろいろ参議院の會議録を見ますと、ある程度審議も終つておるようでございますから、私は要點だけを簡単に尋ねをいたしたいと思ふのでありますが、内地の事故率といふものは、先ほど私がお尋ねいたしました通り、最初昭和二十七年當時は〇・六八%であつたのが、五年間の平均をやつてみると、この前払い工事の保証をした分だけをとつてみると〇・一一%である、千件につき一つくらいの割合だ、こういうことでございます。ところが海外の方は、内地とはおおよそ性質を異にいたしたのであります。その事故率からは、プロバビリティといふものはなかなか出にくいと思ひますけれども、何か海外の場合はこういう事故率だらうということをお調べになつておるものでございししょうか。それから先ほど私が、内地の事故率の千分の一・一という問題に對して、それは全損の件数なのか、一部の損失の累積が千分の一・一になるのかといふことを何度もお尋ねいたしましたのは、実は海外の問題は、もし事故が生ずるとする場合には、全損の事故が多いのではないかとこの心配がございまして、内地の事故率は、結果がどうなつておるかといふことをお尋ねしたわけなのでございます。たとえば海外に出ました場合に、あるいは内乱が起る、戦争が起る、そういうふうな場合には、これは全損になつてしまふのでございまして、その一件全部が飛んでしまふという心配もあるわけでありまして、そういう点に對しての数字を、もしお調べになつておりますならば承つておきたいのであります。

○鬼丸政府委員 海外建設工事の事故率につきましては、実は今まで海外で入札し契約いたしまして行われた建設工事と比較的少い状況でございまして、二十九年から最近までの間に、総金額におきまして約四十五億程度の建設契約が締結されて仕事が行われておる状況であります。幸い今まで受注した分については、沖縄はちょっと別であります。それ以外の本格的な海外建設工事につきましては、事故は一度もございせん。従ひまして、これから直ちに事故率を推定することは非常にむづかしいわけでございますが、最近輸出保険関係で調べました事故率は、〇・二四という実績が出ております。もちろん建設工事でありまして、輸出保険の内容とだいたい違ひますけれども、私どもとしては、契約内容を十分に審査いたしまして、これを保証の對象にするかどうか、取り上げる場合に慎重を期して参りますから、保証事業による事故率は非常に少くなるのではないかとこの考へております。しかしながら、絶対に事故が起らないといふことはございせんので、今回の海外建設の金融保証事業を行います場合には、輸出保険の実績等を検討いたしまして、ある程度の保証料を徴しまして、それによつて運営に万全を期して参りたい。もちろん、先ほど三十億程度というふうなことを申し上げましたが、こういうワックもきめまして、また契約内容等十分に審査いたしまして、また受注業者の信用、資産等ももちろん十分に審査いたしまして、あるいは出来高につきましては、輸出代金保険等への切りかえ措置等も考へまして、この海外金融の保証事業が、

会社として堅実に運営されていくよう
に取り計らって参りたい、またそうい
う指導をいたして参りたいと考えてお
ります。

○村瀬委員 この海外の工事に範囲を
広げます場合に、最も大事なことは、
審査の基準にあると思うのでありま
す。成功する、しないというのでは、
審査がうまくいくかないかににかか
って、おる、もちろん内地の場合に
も、審査は重要事項であります。内地
の場合には、すでに請負に出すとき
に、一応地方自治体あるいは建設省等
において相当の吟味をし、一定の資格
を持ち、十分の能力のあるものを指名
しております。さらにその指名者が落
札をしたときに、もう一度、二重に関
所を設けてこの保証会社が審査するの
でありますから、審査は非常にうまく
いくと思うのでございますが、海外の
場合になりますと、実にこの審査の
方法一つによって危険を生じ、また絶
対安全ということも出て参ると思うの
でございまして、その審査基準等を大
体お調べになっておりますならば、
簡単に御説明を願いたいのでありま
す。

○鬼丸政府委員 ただいま村瀬先生か
らお話しのように、一般に金融保証を
やります場合に、審査が重要なこと
は申すまでもございませうが、特に今
回の新しい、しかも海外における建設
事業に対する金融保証ということにな
りますと、審査にはいやが上にも慎重
を期するといふ必要もありませんし、
また審査の手数も相当かかるわけでござ
いまして、私も保証事業会社の意
向も十分尊重いたしまして、事業会社
におきまして具体的な案を作り、これ

を事業方法書の内容に規定いたしましたし
て、建設大臣の認可を受けるというこ
とによりまして具体的にこの保証の審
査基準が確定するわけでございまして、
現在会社の当局とも寄り寄り話し合っ
ておりますが、この基準の事柄といた
しましては、まず第一には請負の契約
の額が問題になると思ひます。これが
仕事の内容から見て適当であるかどうか
かというような問題。それからさらに
この金額で工事が適正に、また設計仕
様通りに履行されるだけの能力、こ
れは資金ももちろんですが、機械、技
術その他の能力があるかどうか。それ
から請負契約に非常危険についての免
責事項等が考えられておるかどうかと
いうことも問題になると思ひます。そ
れから先はちょっと申し上げました
ように、出来高払い等によりまして代
金債権が確定するというようなことに
なりますと、輸出保険に乘せてこれ
を確保するというような事項、さらに
外国でもし損害を受けた場合には、
そのリスクを、国内におきましてその
業者の持つておる資産等において相当
償い得るものかどうか、こういうよう
な点が特に審査基準として問題に相
なるものと思ひます。そこで、これら
審査いたしました結果、さらに保証事
業会社自体の考え方として、金融機
関にも金額の一部について責任を持た
せる。つまり一〇〇%を保証事業会社は
保証しない。たとえば二割は金融機関
にも責任を持たせるといふような点も
今後考えられる問題だと思ひるのでござ
います。それからまた一件当りの保証
額全体の最高限を抑えるかどうか、押
えるとなればどの辺の額で抑えるか、
こういう点も一つの保証の基準とし

て考えられる点であらうかと思ひま
す。これらにつきまして、事業方法書
の内容として相当具体的に規定される
ことになりまして、その場合、建設
省といたしましては、会社の意向も十
分尊重いたしまして、適切なものがで
きますように期待しておる次第でござ
います。

○村瀬委員 御答弁を伺って大体明ら
かになって参つたのでございまして、
お話を聞いておりました、日本の技術
の海外進出、あるいは東南アジアの基
本的総合開発、そういうものの進捗の
ためにきわめて重要な、また有効な法
律の改正であるのでございまして、そ
れだけに、私は商法上の一商事会社
にまかしておくという点につきまして
あるいは万全でないものがあるのでは
ないかという点を心配をいたすので
あります。たとえば免責事項があるか
どうか、ない場合に、入れてもらうとい
うような点につきまして、あるいは
外務省、通産省等で指導、またはその
アシスタントの必要も生ずるのでござ
いまして、その他輸出代金保険制
度の活用等々の関連におきましても、
これは普通の内地の前払金保証事業と
は非常に性質を異にして参ると思ひ
てあります。運用よろしきを得るなら
ば、この改正によりまして、日本の技
術は着々南方諸地域、アジアに及びま
して、これが一つの手助けになって、
大いに日本の威力も発揮できますし、
またアジア地域の開発も進め得るほど
の効果もあると思ひるのでございま
す。それに建設省が中心になります
が、外務省、通産省等も逐次それぞれ
の立場において指導並びに助言をして
参る必要があると存する次第でござい

ますが、この法案成立の後には、海外
のいろいろの入札保証金等が、これは
数社から要求もあると思ひます。これ
は、やがて契約保証金にも変つていく
のでございまして、入札保証金を損
するといふことは絶対ございませ
んが、契約保証金に変わった場合には、相
当の審査の必要も生ずると思ひので
ございまして、同時にまた一件十億円
くらいというようなお話しもございま
した。三社共同保証という点も、
これは会社でやることとありますけれ
ども、やはり建設省が指導といいま
す。ある程度了承をしないことには
そういうこともできぬと思ひのでござ
いまして、そういう点もお考えにな
っております。ただいま金融機関
にも二割ぐらいは保証をさそうとい
うようなお話しもございましたが、共同保
証の点について、今どのようにお考え
になっておりますか。

○鬼丸政府委員 実は、先ほど大体三
十億程度を考へておるということをし
上げましたが、これは、もちろん三
社全体での保証の一種のワケでござ
います。これにつきまして、お話し
のように三社共同でというようなことも
考へられます。その辺はなお会社の当
局者と今後十分話し合つて、会社の意
向によつてむしろ考へたいと思つてお
ります。ただいまのところでは、三社
の保証能力がそれぞれ違つておるま
ので、海外金融保証のケースが出てきた
場合に、これの割振りやうをうまく考
えてやつたらどうか、考へてもらいた
いといふような意向が強いのでござ
いまして、直ちに三社が共同保証をする
といふところまでは、会社の方でも希望
しておらぬようでございまして、今後

将来の問題として、共同保証の点は検
討をいたしたい、こういうふうに考
えております。

○村瀬委員 私は、元来この改正案に
賛成でございまして、これで質問を終
ります。最後に大臣もちやうどお見え
いただいたとおりでございます、大臣と官
房長のお二方にお伺いをいたしておき
たいと思ひのであります。

まず共同保証の問題からございま
すが、この三つの保証会社を将来一本
になさる御方針があるかどうかとい
う点でございまして、この保証株式会
社は、先ほどから申します通り、非
常に特殊な、日本にただ一つ、ある
いは世界にも一つかもわかりません。保
証基金を無利子で扱うことができた
り、また単なる商法上の会社でござ
いまして、贈収賄の公務員並みの制限
を受けたら、さらに配当制限は全然
いたしてないが、事業の種類はいろ
いろ制限する。株式会社であれば何をや
つてもいいわけでございますが、そ
ういふ制限をやつておるという非常
に異なつた一つの会社なのでござ
います。これは、最初昭和二十七年当時、
私が野田建設大臣にお尋ねいたしま
したときには、独占禁止法との関係も
あつて、教社にしようといふお話し
もあつたのでございまして、いろいろ
の官房長の御答弁等を伺つておるま
ので、こういう性質のものであり、対
象が建設省または地方自治体の工事、
あるいはその他特殊の工事、重要産業の
工事、対象が限られたものでございま
して、何といひますか、ちやうど他の
ものに依存して一つの事業をやつて
おるというところをございまして、この会社
自体が腕をふるうとか、非常にやり方

がよくて成績がいいという性質の会社とは違ふのであります。商法上の株式会社の性質とは全然異なつた事業であり、会社でございまして、これは独占禁止法との関連がなければ、私は、一社にするのが保証能力等においても非常に安心がいくのではないかと思ふのでございまして。これは、急にどうこうという意味ではございせんが、基本的な点を一つお伺ひしたいと思ひます。

それからもう一つは、非常に重要とは思ふのでございまして、たとえば東日本について見ますと、保証基金が四億三千万あるわけですが、これは三十二年度末の調べでございまして、もうおそろく六億くらいになっておるかもしれせん。かりに四億三千万円といつてみましよう。これは無利子なのでございまして。法案成立のときに、だいたい私が野田建設大臣と質疑応答を重ねたのは、ここにあつたのでございまして。そういたしますと、これを六分で計算をいたしましたも二千四百万円、事業でなしに、ぐんぐんふえていかねばならぬはずなのでございまして。それからこのほかに積立金も三億一千万円ございまして。さらに資本金も二億あるわけでございます。こういう状態である上に、事故率はどうかといふと〇・一、一、千分の一という状態でございます。ほとんど事故がない。そうなりますと、この資本金や積立金に対する分のもどこか貯金をしておいても、相当の金が残つてくるはずと思ふのでございまして。ところが一方貸借対照表を何つてみますと、損益計算書等を調べてみましても、大体において、たとえ

ば東日本で、三十二年度の社内保留金といふものは、これはいろいろの積立て等になつたと思ふのでございまして、二千二百七十万円となつておるのではありません。そうしますと、この保証基金を六分で預けておきましても、利子だけで二千四百何十万円といふものがそこにはつとふえてなければならぬ性質のものであります。いわんやそのほかに積立金が三億一千万円あり、資本金二億、建物等になつておるのかもわかりませんが、これらから生ずる利潤といふものは、剰余金といふものは、〇・一、一、千分の一の事故率といふものと、ほとんど大半は残るのだからうかと思ふのであります。これらに對しましてこの前私金保証法案には、建設大臣監督の一章が設けてある

のでございまして、何も私は、それが怪しいとか何とかいう意味でお尋ねするのではございせん。ただ数字をちらつと見ただけで、これは非常にいい会社である、楽な会社である。私は野田建設大臣と、これは昔の満鉄のようになつていくのじゃないかといふことを言つたこともあるのであります。が、これらの点に對しまして、将来この会社自体の監督の点、あるいは剰余金積み立て等の点にどのような御方針をお持ちでございませうか。これが大きく積み立てがふえていきますならば、今保証基金をとつておりますが、この保証基金は直ちに全廃しても、りっぱにこの会社は強力なものとなるのでございまして、そういう点に對する基本的な考えを、大臣と官房長とに伺ひまして、私の質問を終ることにいたします。

〇遺囑國務大臣 最初のお尋ねの、この保証会社の三つを一本に統合して強力なものにしたかどうかという意味のお尋ねでありましたが、この点につきましては、一面においては、強力な一本の大きな保証会社にして参ります。と、保証能力も非常に強化されて参ります。仕事の面で非常に都合のいい面も出て参る。ただ他の面におきましては、この会社は、各地方における中小の土建業者が地方的な仕事をやっていく場合に、その仕事を助ける意味を持つておるのであります。小さく分散してあるところに妙味のある点もあるわけでありまして。しかし会社が設立されましたので、御意見の点は十分検討して参りたいと思ふのであります。そして少しづつでも合理化を進めて参り、土建業界が要望するような線にだんだん接近して参るように進めて参りたいと思ひます。

それから第二のお尋ねの、保証金や積立金あるいは資本金等の運用の問題でございまして、これは實際運用をやつております官房長から詳しい説明をさしたいと思ひます。

〇鬼丸政府委員 先ほど村瀬委員から発言がございましたように、現在の三保証会社は、経営内容も非常に良好でございまして、会社としては非常に業績をあげておるといふ現状でございまして。自己資本だけについて見ましても、三社で四億一千万円の資本金に對して、積立金等を含めまして全部の資本額が五億八千万円になつております。そのほかに異常危険準備金、責任準備金、保証基金等を合せまして、現在いわゆる保証能力のもとになりまします保証資本の合計が十七億七千九百万円というふうに相なつておるわけでございます。そこで、この調子で三社が順調に業績を上げて参りますならば、将来におきましては、保証基金の制度は全廃しても差しつかえないという事態が参るかと存じます。その場合、もちろん保証利率とそれから会社の配当の率等がからんでくるわけでございますが、私どもといたしましては、現在のこの調子で会社の業績が順調に伸びまして、将来保証基金制度が全然要らなくなる、保証基金を除きましても保証能力が十分になるというのを期待しております。またそのためには、配当等も、現在東が一、二、西、北海道が一〇、最近の決算期におきましてはそういう配当をいたしておりますけれども、やはりこの保証を受けます中小建設業者の利益というものを考えていくべきだと思ひますので、一、二、三、四の配当は、むしろ今後抑制していくべきではないかというふうに考へております。

それから保証利率につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、将来もこの保証能力の増強と相待ちまして、保証基金制度の廃止の問題とあわせて検討いたしたい、かように考へておる次第でございまして。

〇三鶴委員 関連して、時間の関係上重複する点を省きまして、ごく簡潔に若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

最初にせつかく大臣がお見えになつておりますから、大臣にお尋ねいたしますが、今度の改正案は、十九條に第三項を追加する、これが主要な改正点であると思ふのであります。これによりますと――提案理由の説明書によるのであります。建設業者または建設コンサルタントが金融機関から国外における事業活動に必要な資金について融資を受け、あるいは信用状の開設等を得た場合に、それによつてこれらの業者が当該金融機関に對して負担する債務についても、その保証を行うことができることとした、こういうわけでありまして、ちよつと私、ここで疑問に考へられる点があるのであります。それは、この法律の第一条の目的、これとの関連性についてであります。これによりまして、公共工事ということになつておるのであります。これはどういふことなんですか、外国で世界的な公共工事を会社でやられるんですか、ちよつと非常に大規模な大規模のようになつておられるのであります。この点につきまして、基本的な問題でありますから、お聞きしたいと思ひます。

〇鬼丸政府委員 今回この法律の改正をいたしまして、現行法第十九條に、兼業の業務として新たに海外金融保証事業を加えたことにつきまして、ただいまのお尋ねは、法律第一条の目的との関係をどう考へるかという御趣旨だと思ひますが、この会社は、私ども立法当時のいきさつなり、またその趣旨を振り返つてみましたところ、第十九條の兼業の制限は「左に掲げる事業の外、他の事業を営んではならない」ということでございまして、本来これは通常の株式会社として設立され、ただ一つの大きなねらいと申しますか、目的を持って、この法律によつて、業務についてこういう規制を受けておる、こういう建前でございまして。従いまし

て、第一条の目的の達成に支障を来たさない範囲におきましては、ある程度兼業を認めていいじゃないかというところから、第十九条におきまして「左に掲げる事業の外」ということで、ほかのことはやっちゃいかぬ、次に掲げる事業はやつてよろしいということになつております。しかも、現行法の一

号は、公共工事の請負者が運転資金、工事の資金の貸付を受ける場合に保証しようというのですが、二号に至りましては、公共工事と関係がない一般の土木建築工事の請負業者をする者が、土木建築用の機械について金融を受け

た場合の保証事業でございます。こういうわけでございまして、必ずしも公共工事と直接関係がなくても、この法律の目的達成上支障がない。あるいは広い意味におきまして、この目的達成に関連してくるという範囲におきましては、兼業を認めて差しつかえない。こういうふうに解釈いたしましたのでございまして、この点は、立法上は不都合はないというふうに考えております。

○三鋼委員 それはおかしいと思うのです。兼業する場合にいたしましては、ちゃんとここに公共工事に関する資金についての金融保証事業及び建設工事の用に供する重要な機械類の取得に関する資金についての金融保証事業を兼業することができ、みんな公共工事として一貫性を持つておるから、私は、この兼業は差しつかえないと思

うのでありますが、今度の改正の主目的とするところの海外における建設業務というものは、これは先ほども申し上げましたように、世界を一つに考えて、公共に寄与するというのだったら通りますけれども、この法律の建前か

らすれば、僕はあまりにもこじつけ拡大解釈であると思うのであります。もう少し明確にお答え願いたいと思

います。○鬼丸政府委員 わが国の土木建築の業者なり、あるいは土木建築に関するコンサルタント、建設コンサルタントは、ただ仕事を行う場所が海外であるという違いだけでございまして、日本の建設業者なり、建設関係のコンサル

タントの仕事につきまして金融保証をしようというのでございまして、つまりこの法律の第一条の目的に関連は持つておるわけでございまして。現行の十九条二号は、単に土木建築に関する

工事、その意味では現行二号においても、すでに公共工事そのものからはずれております。ただ、回り回って公共工事の適正な施工というものに関連は持つてきておる、こういうふう

に考えられるのでございまして、その意味で兼業として認められたということはどうも不都合はないのではないかと

思ひますので、どうか御了承を願ひます。○三鋼委員 御了承も何もないのですけれども、これは、公共工事を促進して能率を上げようとするのがこの法律の目的なんですよ。そうすれば、国内でたくさん問題があるのに、外国へ行つてまでそんなおせっかいなことを——余裕があつてやるのだったらともかくも、かりに余裕があつても、法律の精神、建前からいって、これは私は、やはり無理な解釈だと思ひます。趣

旨は私は了解しておりますし、そうあらねばならぬと思ひますが、法律の建前からいって、どうもそういうことは、結局多数決で押し切られてい

くだらうと思ひますが、こういうところ、私たちがすっきりしてないものを感ずるのです。大臣、どうですか。もう少しすっきりした考え方でい

くべきでないですか。○逓信大臣 第一条を厳密に解釈して参りますと、そういう議論も成り立つかと思ひますが、一般の法律の取扱いとしましては、第一条に原則論を掲げておきまして、その原則の目的に違反しない程度において付帯工事をやることは差しつかえないというふう

に、事業の実行の面において、法律でこれを明記していく例はたくさんござい

ます。この法律につきましても、第一条から、その例外の事業ができるというふう

に、第一条を改正していくというふうな行き方をとらないで、あくまでそれは例外的で、第一条の趣旨に反しない程度において、付帯的な事業をやる

ことができるという建前をとつたのでありまして、こういうたぐいさんの例に従つて、これでも法律の第一条に違反するものではないという建前で、こういう提案をしておるわけござい

ます。法制局とどういふ議論をしておつたか、私は詳しく聞きませんが、私も、おそらく法制局もそういう建前で、この法律ができ上つた後において、全体として矛盾した法律ではないかという

ことにはならない、こういう態度だと私は承しておるわけでございます。○三鋼委員 私は、根本的に矛盾して

おると思ひます。ちゃんと第二条で公共工事というものの定義をはっきりと

うたつておるでしよう。これは、日本国の国内におけるところの公共工

事だと私は解釈するのでありますが、外

国におけるところのこういった工事と法律的に抵触しないという解釈は、どうしてできるのですか。

○鬼丸政府委員 確かに法律の第二条は、公共工事の定義として、国とか国鉄とか公共団体が発注する建築の工事というふう

に書いておられますが、ただいま大臣からもお答えがございましたように、第十九条は兼業でございまして、この法律、現行法におきましては、公共工事だけを対象にした保証業務というふうにはなつておりませんで、この一条の目的に矛盾しない、あるいはある程度関連がある限りにおきましても、兼業として今回の海外建設金融の保証業務を認めることはどう

も差しつかえない。実は法制局ともちょっとそういう点を話し合いました

が、法制局としても、その点は一向差しつかえない、こういう見解でござい

ました。一つどうか御了承を願ひたいと思ひます。

○三鋼委員 それは、そうやっていられるのが、今までの保守党の常套手段

のように思ひます。問題になつたところの憲法第九条の問題でも

いつの間にか拡大解釈をされて、そうしてのつぎきならないところ

におるのではありませんか、これは私は、法律として、そういう建前からい

きま

て、今

度の法

改正

は、も

ちろん

この

いる問題がありますけれども、なかなか資金の調達の問題が一番大きな問題であります。今官房長からお答えがありました。まずその入札保証金、あるいは契約保証金、そういう調達方法に非常に関心しております。世界各國が競争入札に際する場合には、いつも日本が条件が悪くて負けてきたような実情でございます。中に二、三とれたものもありまして、非常に無理がいておるわけでありまして、御承知のように日本の内地におきましては、業者がそれぞれ互いに保証し合つて進んでいくやり方となっております。ところが国際的な競争入札になつて参りますと、出ていく業者が考えておりますから、お互いに保証し合つていくというやうなことがなかなか思ひやうに参りません。どうしても保証会社のやうなものを作つて国策的にこれをバック・アップしていかなければ、うまく進んでいかないのであります。いろいろ考えた末、こういう構想に落ちついて参つたのであります。これでもつて一挙に大きく前進するとも私は思つておりません。いわば現在まだ海外進出の初歩の段階でありまして、これをやつて参りまして、実際これでもなお足りないというやうなことであれば、その次の大きな手を国としても考えていかなければならぬことだらうと思つております。一応今の段階では、この程度でまずその目的を達することが出来るであらう、さらに大きな進出をやつて参ります場合には、もっと大きな構想に發展をさせていかなければならぬのではないかと私は思つております。今までは、はなはだ残念でありますけれども、日本の技術が海外進出、

海外進出と言つて声は大きいのですけれども、ほとんど出ていない。この法律を通すことによつて一つの大きな転機を描いて、そして地道に海外進出をはかつていきたい、そういうことを考へておる次第でございます。

○三鋼委員 私、質問申し上げたいのは、御承知の通り国内に業者が非常にたくさんありまして、その仕事はそれに伴わない、過当競争で非常な問題を業者と与へてゐる。そこで、一つ海外へも行つて一旗上げてやれといつた、そういう式で出ていかれると困ると思つてあります。その点を、審査その他の業務を綿密に遂行される上で十分考慮されることと思ひますけれども、うわさに聞くとところによると、やはり向うでも、業者はもとより、労働者自体が非常な困難な状態に置かれておるといふ現実の問題もあるやうでございます。このやうな点につきましても、どのような考え方をもち指導されようとするか、これをお聞きしたいと思ひます。

○通商産業大臣 御承知のように、今海外建設協力会というものを内地に作りまして、海外建設の協力についての歩調をそろえていく、いわゆる過当競争を排して、力のある者が能力を持っておる者が信用のある仕事をやる、こういうことで、そして特に今の段階は、日本の業者が進出する一番大事なときでありまして、今参りまして無責任な仕事なんかやりまして、信用を落してしまふと、日本の業界が永久に信用をなくしてしまふやうな結果になつて参ります。現在一番大事なことでありまして、海外建設協力会とも話し合ひまして、過当競争を排し、実

際力のある者が行つて、模範的なものを作つて、日本の建設業というものはすばらしいという印象を世界各国に与えるやうな、採算を度外視するわけにもいきませんけれども、初めからもうけようというやうな考え方はやめてくれといふことで、りっぱなものを作つて、まず日本の海外建設についての進んだ技術、進んだ能力というものを現へてもらうといふことに専念しよう、そういう考えで今進めておるやうなわけでございます。

○三鋼委員 設計部門と請負部門、これがしっかりと密接な関連性がないと、外国の業者と太刀打ちができないだらうかと思ひます。このやうな点は、十分御配慮願ひなければならぬと思つたのですが、それに関連して、結局これは、大業者擁護をこの法改正がねらつてゐるのではないかと。これは、やはり大業者が発展していけば、中小業者もその潤いを得るといふことを一応は考へますけれども、このやうな点におきましても、どういふ工合に配慮されてゐるか、これを一つお聞きしておきたいと思ひます。

○通商産業大臣 この構想を考へるときに、私は一番最初に考へましたことは、海外進出をやつて参ります場合に、事業そのものの間違ひのために損失を受ける場合と先ほど村瀬委員からお触れになりました。その国のたとえば政治体制の大きな変革等によつて損失を受ける場合と、二つが考へられ失等については、これは、国としてその補償をしてやるといふ考え方が一つ成り立つわけでありまして、今回の公共事業の海外進出についても、私は大

く含んで、国が補償していくという態度をとることも一つの考え方であるといふことを考へてみたのでありますけれども、これをやつて参りますと、大業者だけを応援するやうな結果になるのではないかと議論の出でくるのを私はおそれましたので、現在の段階といたしましては、まだ国が大きく資金的にバック・アップするところまでいかなくても、実際の今の段階としてはやつていくのだ。そうしてしかもこの会社でやつて参りますと、中小企業を援助する会社でありますけれども、同時に大企業の方も負担をしておるといふ両面の性格を持つておりますから、これでやつていくことが、一番性格的にも割り切れていく、このやうな考えでこの会社方式を採用したのであります。しかし海外進出をやつて参りますと、工事の性質にもよりますけれども、大きなダムなどをやる場合には、大きな業者が行かないとできないのであります。しかし事に依りますと、中以下の事業でも、非常にむずかしい技術の進んだ事業等については、必ずしも大業者でなくとも、中小の業者でもまかなうことができる、日本の技術が進出することが出来る。そういうやうにバラエティを非常に広く見て、どういふ業界でも日本から進出していくことが出来る。進んだ技術を保持して行きさえすればやつていくのだ、このやうな建前でこの構想に落ちついたやうな次第でございます。大業者だけを援助しようというやうな考えは毛頭ございせん。その点は、特に私どもは注意しておつた点でございます。

で了解しましたが、この兼業の海外進出であります。先ほどからも論議がありましたやうに、非常に危険性があるわけでありまして、兼業のために本業が動きがとれなくなるというやうな、そういうことのないやうに、十分な御配慮を願ひなければならぬと思ひます。

最後に、保証会社が三つあるのです。これらの会社は、これに対してどういふお考えを持つておられるか、これをお聞きしておきたいと思ひます。

○丸九政府委員 今回のこの法律の改正を立案いたしました段階におきまして、三保証会社の幹部と十分意見を交換いたしました。また三保証会社では、それぞれの取締役会を開きまして、会社の意向をまとめまして、私どものところに申し出てきた点もございまして、その結果、今回の改正は、先ほど大臣からもお話がございましたやうに、海外金融保証の一步前進の段階として賛成する。そしていづれも賛成の意を表明いたしております。この点は、一つ御了承を願ひます。

○瀬戸山委員 大臣に一点だけ伺つておきます。先ほど三鋼委員から、本法の第一条と今度の改正十九条との関係で御質疑がありました。全くこれは矛盾だといふわけには参らないかも知れぬけれども、必ずしもこれはよくない。第一条は、申し上げるまでもなく、本法は全然このやうなことを予想しておらない法律ですから、先ほどの議論のやうに、これは完全にうまくいつておるのだといふことも、私は言えな

いと思つております。そこで大臣からもお話を伺ひましたが、この海外協力に対する技術、あるいは海外協力との関係から

こういう道を開くという事は、非常にけつこうなことであらうと思ひます。しかし先ほど議論がありましたように、率直に申し上げると、国の一つの政策としてやるものを個人の会社に、何かよその屋根の下に行つて宿借をするような感じがするのです。また将来のことは、先ほど話がありました。が、本来こういうものについては、国としても相当の資金を出して、ただ金融面だけでなく、いろいろの面があると思ひますが、海外のそういう建設関係の市場の状況、あるいはその地方の習慣等の調査ということもいろいろ必要な面があるので、そういう点、建設業の海外進出に非常に支障を来たしてある面があると思ひます。ですから、さしあたりこれでやつて運用を検討する必要があると思いますが、やはりそういう大きな構想があるときには、別にこういう特殊のものをやる必要がある。これは、宿借りでさしあたりやむを得ないと思ひますけれども、本来はそういうことなく手段では、この大きな目的といひますが、趣旨を徹底するわけにはいかないのじゃないかと考へます。ですから近き将来、運用を見ながらでけつこうであります。そういう趣旨に沿つて特別な制度を立法するか、あるいはこの本法を第一案の目的から改正をして、そういう筋金を入れるか、こういう点について、一つ大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

しかし物事の発展の過程におきましては、こういう行き方をするともまたやむなしと思ふのでありまして、大体私の見当では三年ないし五年間くらいこの態勢でやつて参りまして、そうしますと、海外発展の状況もだんだん變つて参りましようし、この会社の能力等についても、足りないところもまた出てくるであらうし、なほ根本的に検討しなければならぬ点も出てくるであらうと思ひますので、その情勢に応じて根本的に検討する段階を迎えたい、こういう考へで、さしあたり今の急場の海外進出に聞合せるといふ意味で、こういう案を提案しておる次第でございます。従ひまして、ただいま瀬戸山委員の御意見に対しては、私どもその考へで十分検討して参りたいと思ひます。

○堀川委員長 ほかには御質疑もないやうでありますから、この際本案に対する質疑は、これにて終局することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

これより討論に入るのであります。討論の通告がありませんので、討論を行わず、直ちに採決を行います。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいまの議決に伴う報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたす存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○堀川委員長 御異議ないものと認め、さう決しました。

○堀川委員長 この際、住宅に関する件につきまして村瀬委員より発言を求められておりますので、これを許します。村瀬委員。

○村瀬委員 私は、さきめて簡単に大臣にお伺ひしたいと思ひます。

住宅公団において分譲住宅をやつておられますが、住宅政策上非常によいことと思つております。効果も着々上つておると思ひます。ところがこの分譲住宅は、普通分譲住宅と特殊分譲住宅とに分れておりますが、普通分譲住宅の方は、どうも分譲の点で成績が思ひましくなく、どうも聞いております。従つて、大半の予算が特殊分譲住宅に流れる傾向にあると思ひますが、それは、それで私にはけつこうだと思ひます。ただこの際、たとえば昭和三十四年度は、八十九億とか九十億とか予想されますが、この特殊分譲住宅は、まず土地は業者が持つておるのであります。その上に建てる家は、独身一室に對して三十一万円、家族持ち一戸当り百万円の限度で建てる場合には、全額住宅公団の金で建つわけで、非常に便利な制度と喜ばれておるものでございませう。ところがそうなりますと、本年三十四年度は、特にこの特殊分譲住宅に各会社が集中して申し込みがきておるやうであります。そこで私は、大臣の御方針を一言だけ承つておきたいと思ひます。

それは、この審査の方法は、二点に分れると思ふのでございまして、第一には、住宅困窮度が一番大事だと思ひます。これは当然でございませう。第二は、その分譲した代金をりっぱに滞りなく支払うか、どうかこの二点にあると思ひます。ところが、この特殊分譲住宅の性質よりいまして、まず土地はその会社のものになつておりました。それから家もちゃんとそこにあるのでございまして、担保の形になります。ところが、とにかく分譲をしただけの話でございまして、全然いなくなるとか、全然損失をこうむるということとはまず考へられぬのであります。ことに、一例をあげますと、土地を千五百万円が目抜きで場所を買つた、そして自己資金で店舗を建てる、その上に千五百万円です。今言つた分譲住宅の資金を貸し付けてもらつたという事になります。土地の千五百万円、自己資金の千五百万円といふことで、四千五百万円のうち三千万円はそこにあるわけでありませう。その上に千五百万円をもつて規定通りの住宅を建ててもらつたといふことになるのでございませう。もうそういう場合には、支払い能力といふものをあまり吟味しなくても、たとえば資本金が少いじゃないかとか、公称資本金がどうかといふことを言わなくても、住宅の困窮度によつて決定をしてしかるべきものであると思ふのでございませう。聞くところによりますと、親の心子知らずと申しますか、ずっと末端の祖先におきましては、何といつても支払い能力が大事だ、それには大きな会社に貸して分譲しておくならば、保としては一番安全だ、こういう傾向がかなり顕著なのではないかといふ話

も聞くのであります。しかし私は、今申しました通り、現在の特種分譲住宅の制度よりいまして、そこに土地があり、建物も、場合によれば一部は自己資金で建てられておりますから、支払い能力の点は、会社が小さいとか大きいとかいふ点はあまり吟味しなくても、むしろ大半のウェートを住宅困窮度に置いて、選定をするのが、住宅政策上大事ではないかと思ふのであります。この点に對して大臣の御所信をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○遠藤國務大臣 ただいまのお尋ねの点については、今までのいきさつもあることではありますので、詳しいことは住宅局長からお答えさせたいと思ふのであります。ただ私は、かねがね申し上げておりますように、住宅政策を進めて参ります場合に、単なる形式にとられなくて、その必要の質的な重要さといふものに重点を置いていかなくちゃならぬといふことを主張しておるわけでありませう。ただいまの御提案の問題はどういう意味を持つか、なお私も詳しく検討してみたいと思ふのであります。詳しいことは、今住宅局長から申し上げさせたいと思ひます。

○福田政府委員 日本住宅公団の特種分譲住宅であります。従業者が五人以上または七人以上の構成員を有する会社その他の法人に對しまして、その従業者または構成員の住宅に供するため、二十年の割賦で分譲しておるわけでございます。申し込みを對しましては、長期分譲のために、会社等の支払い能力とか企業の永続性等を、住宅の困窮状況及び建設計画の適否と一緒に審査しておるわけでございます。

まして、御指摘のように、ややもすれば信用度の高い大企業に偏する傾向がないわけではございませんけれども、毎年度の建設方針の決定の際には、大企業などの特定のものに集中しないように留意をさせておるわけでございます。今後この方針で参りたいというふうに考えておるわけでございます。

それで、今までの実績はどうかというところに相なるかと思うのでございますが、毎年の中小企業に対する譲渡の割合は、全体の契約件数の約四割でございまして、戸数にいたしますと三割となっております。詳しく数字で申しますと、三十年度が戸数で八百七十八戸、三十一年度が二千八百五十戸、三十二年度が三千八百七十戸ということ、戸数の比率で申しますと、三十年度が一九・五％、三十一年度が三五・六％、三十二年度が二九％というように相なっております。件数で申しますと、三十年度が六十七件、三十一年度が二百十一件、三十二年度が二百八十八件ございまして、パーセントで申しますと、三十年度が四四・七％、三十二年度が四四・四％というようにございまして、なお今後におきましても、中小企業に十分利用できるように公団の方を指導して参りたいと考えておるわけでございます。

○村瀬委員 ただいま住宅局長の御答弁にもございました通り、中小企業は四〇％または三〇％ということでございますが、これは申請の数から言いますと、当選率といえますか、申し込んでそれが目的を達する率からいいますと、この三〇％、四〇％という結果か

ら見ますならば、大企業はほとんど申し込みが当るといふか、二人に一人ということになるかも知れませんが、その場合に中小企業は、当選率といえますか、許可率が非常に少ないのではないかと、今の御答弁によりますと、そういうことだと思ふ。もう少し中小企業の方も申請の数に対して平等に、あるいは抽せんによるのか、かつて住宅金融公庫の選定を抽せんによっておる例もあるのでありますから、支払い能力が危ない場合は、それは抽せんなどにやれませんが、この場合は土地はちゃんとある、それに自己資金を何ほか加えて家が建つわけであります。それが焼けてしまふわけでも、夜逃げしてしまふわけでもないものでありますから、この選定の率は、今の四〇％、三〇％ということにせし、もっと大幅に中小企業の申請を取り入れる。つまり率においては、中小企業の申請者の率も、大企業と同様の率で許可をなさるというふうな御指示でも願えますかどうか。

○遠藤國務大臣 お尋ねの点はごもっともだと思います。十分一つ考えてみたいと思ひます。

○堀川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれで散会いたします。午後零時四十六分散会

〔参照〕
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一四五号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕